

原油価格・物価高騰対策資金 受付中！

資金の概要	
制度名称	原油価格・物価高騰対策資金
融資あっせん対象	<p>1 融資あっせん対象の基本要件を満たしていること 2 原油価格及び物価高騰の影響により、直近1年(※)以内の任意の1か月の売上総利益又は営業利益のいずれかが前年の同月比で5%以上減少し、運転のための資金を必要としていること。 3 「借換」の場合は、「原油価格・物価高騰対策資金(借換含む)」の資金【直近の6月(6回)以上継続して元金を均等返済しているものに限る】を同時に完済すること。</p> <p>(※)直近1年とは、申込月(受付月)の前月までの1年間です。</p>
資金使途	運転
融資限度額	1,000万円
名目利率	1.5%以下

本資金の申込受付締切は令和7年3月31日までを予定しています。

申込必要書類

	法人の場合	個人の場合
①	提出チェック表(「原油価格・物価高騰対策資金」専用)	
②	融資あっせん申込書	
③	個人情報の取扱いに関する同意書	
④	直近の確定申告書(決算書含む)の控えのコピー	直近の確定申告書の控えのコピー
⑤	東京都税事務所発行の法人都民税及び法人事業税の納税証明書のコピー	大田区発行の特別区民税・都民税の納税証明書(又は非課税証明書)のコピー
⑥	履歴事項全部証明書のコピー	
⑦	売上総利益(営業利益)比較表	
⑧	売上総利益(営業利益)比較表に記載する各数値の疎明資料として、下記のいずれか。(下記以外は不可) ①法人:決算書(法人事業概況説明書含む)/個人:確定申告書 ②月次試算表 ③売上・売上原価・販管費の帳簿 ※ 顧問税理士が「売上総利益(営業利益)比較表」に署名・捺印した場合は不要。	
⑨	借換予定の融資のあっせん書のコピー(※借換の場合のみ)	

! 融資あっせん対象及び申込必要書類の詳細については、必ず区ホームページをご確認ください。

! 売上総利益(営業利益)比較表の記載、また疎明資料の準備にあたっては、必ず裏面に記載の「★売上総利益(営業利益)比較表に添付する疎明資料について」をご確認ください。

【郵送・問合せ先】	大田区産業経済部 産業振興課 融資係 電話03-3733-6185 〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザPiO 2階
-----------	--

★売上総利益(営業利益)比較表に添付する疎明資料について

R6.7.1 大田区中小企業融資あっせん制度

(原油価格・物価高騰対策資金)

【疎明資料として取扱可能な資料】

確定申告済み又は日頃から収支管理をしている数値であると確認するため、以下の疎明資料をご提出ください。※下記以外の疎明資料は不可。

- ① 法人:決算書(法人事業概況説明書含む)/個人:確定申告書 ② 月次試算表 ③ 売上・仕入・販管費を記録している帳簿

【疎明資料の組み合わせパターン】

1 <売上総利益比較>

比較月	< 法人の場合 >	< 個人の場合 >
パターン① <直近1年の任意の一月> 決算期到来済み × <前年同月> 決算期到来済み	<p><任意の一月> 疎明資料 決算書 × <前年同月> 決算書</p> <p>・法人事業概況説明書の「18月別の売上高等の状況」より、「売上(収入)金額」欄の金額を比較表の「売上高【A】」に、「仕入金額」欄の金額を比較表の「売上原価【B】」に転記してください。</p> <p>※ 法人事業概況説明書に月別金額が未記載、又は法人事業概況説明書が未作成の場合 ↓ 月次試算表 又は 帳簿 を疎明資料として提出</p> <p>・月次試算表又は帳簿より、売上金額、売上原価を比較表に記載。</p>	<p><任意の一月> 疎明資料 確定申告書 × <前年同月> 確定申告書</p> <p>・確定申告書の「○月別売上(収入)金額及び仕入金額」より、「売上(収入)金額」欄の金額を比較表の「売上高【A】」に、「仕入金額」欄の金額を比較表の「売上原価【B】」に転記してください。</p> <p>※ 確定申告書に月別金額が未記載の場合 ↓ 帳簿 を疎明資料として提出</p> <p>・帳簿より、売上金額、売上原価を比較表に記載。</p>
パターン② <直近1年の任意の一月> 決算期未到来 × <前年同月> 決算期到来済み	<p><任意の一月> 疎明資料 月次試算表 × <前年同月> 決算書</p> <p>or</p> <p>(帳簿 × 決算書 ※月次試算表未作成の場合)</p> <p>・法人事業概況説明書の「18月別の売上高等の状況」より、「売上(収入)金額」欄の金額を比較表の「売上高【A】」に、「仕入金額」欄の金額を比較表の「売上原価【B】」に転記してください。</p> <p>・月次試算表又は帳簿より、売上金額、売上原価を比較表に記載。</p> <p>※ 法人事業概況説明書に月別金額が未記載、又は法人事業概況説明書が未作成の場合 ↓ パターン①と同様、月次試算表 又は 売上・仕入元帳 を疎明資料として提出</p>	<p><任意の一月> 疎明資料 帳簿 × <前年同月> 確定申告書</p> <p>・確定申告書の「○月別売上(収入)金額及び仕入金額」より、「売上(収入)金額」欄の金額を比較表の「売上高【A】」に、「仕入金額」欄の金額を比較表の「売上原価【B】」に転記してください。</p> <p>・帳簿より、売上金額、売上原価を比較表に記載。</p> <p>※ 確定申告書に月別金額が未記載の場合 ↓ パターン①と同様、売上・仕入元帳 を疎明資料として提出</p>
パターン③ <直近1年の任意の一月> 決算期未到来 × <前年同月> 決算期未到来	<p><任意の一月> 疎明資料 月次試算表 × <前年同月> 月次試算表</p> <p>or</p> <p>(帳簿 × 帳簿 ※月次試算表未作成の場合)</p> <p>・月次試算表又は帳簿より、売上金額、売上原価を比較表に記載。</p>	<p><任意の一月> 疎明資料 帳簿 × <前年同月> 帳簿</p> <p>・帳簿より、売上金額、売上原価を比較表に記載。</p>

2 <営業利益比較>

- 上記「1 <売上総利益比較>」の資料のほか、販管費が確認できる資料(**月次試算表** 又は **帳簿**)を提出してください。
- 法人事業概況説明書の場合、「18月別の売上高等の状況」より「外注費」「人件費」欄の金額を「販管費【C】」に転記してください。
- 月次試算表又は帳簿の場合、**売上金額、売上原価、販管費**を比較表に記載してください。
- 売上原価(仕入)が生じない事業者の場合は、営業利益比較で計算してください。

【 ! 留意事項 ! 】

- 前年同月の資料として、月次試算表又は元帳を提出する場合、**前年同月を含む決算年度1年分**をご提出ください。
- 直近1年の任意の一月の資料として、帳簿を提出する場合、**決算期後から任意の一月までの各月分**をご提出ください。(月次試算表の場合は、当月分のみで構いません。)
- 上記までの資料のほか、継続して作成・保管している帳簿等のコピーを追加でご提出いただく場合がございます。
仕入・販管費等に影響が出ていることを客観的に判断するため、継続して作成・保管している帳簿等であることを確認する必要がありますのでご了承ください。